平成２８年（フ）第１３０８号
大阪市西成区鶴見橋２丁目８番31号
債務者　濵口宗二郎
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３２６号
大阪府吹田市江の木町12番５―423号
債務者　近江　千秋
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５３号
大阪府寝屋川市香里南之町30番26号（205号）
債務者　**德**永　藍子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３６２号
大阪市東淀川区小松３丁目19番８―403号、前住所奈良市富雄北１丁目12番４―206号
債務者　夫　　栄士
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９０号
大阪市平野区西脇２丁目８番33号
債務者　橋本　　馨
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９７号
大阪市浪速区恵美須東２丁目６番15号ビジタル浪速パート８　302号
債務者　山本涼子こと　張　　政栄
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４２８号
大阪府茨木市真砂１丁目25番３号　ローズコーポ沢良宜105号
債務者　オギノ建設こと　荻野　　宏
法定代理人成年後見人　荻野宗一郎
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５６１号
大阪市住吉区遠里小野１丁目６番20号　コーポナカノ　403号
債務者　木村久美子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９２３号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番４―106号
債務者　福　　美枝（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５２号
大阪市住之江区平林南２丁目３番１―1003号
債務者　木挽　正雄
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０１０号
大阪府豊中市服部南町３丁目５番26号
債務者　森　　俊也
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４号
名古屋市名東区西里町２丁目19番地の２　ロイヤルマンション西里公園204号
債務者　登里いく代
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０号
福岡県行橋市大字稲童870番地４　カーサルーチェＫ101号
債務者　部山　敏規
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
福岡県行橋市大字稲童870番地４　カーサルーチェＫ101号
債務者　部山　綾子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３２８８号
東京都練馬区豊玉中３丁目17―16―201
債務者　佐藤　志乃
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３０１号
東京都新宿区河田町６―４　モンセラート河田町２号館207
債務者　江口　　貢
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３０４号
東京都墨田区業平２丁目10―11
債務者　高橋　三郎
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部